

(表紙)

早川町森林整備計画

山梨県

早川町

早川町森林整備計画

計画期間 自 令和 7年 4月 1日
至 令和17年 3月 31日

山 梨 県
早 川 町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	3
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林の整備に関する事項	6
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	6
1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3	その他必要な事項	8
第2	造林に関する事項	8
1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	12
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5	その他必要な事項	13
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	13
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
2	保育の種類別の標準的な方法	14
3	その他必要な事項	15
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	16

1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	18
3	その他必要な事項	19
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	19
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	19
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	20
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	20
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	20
5	その他必要な事項	21
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	21
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	21
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	21
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	21
4	その他必要な事項	22
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	22
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	22
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	23
3	作業路網の整備に関する事項	23
4	その他必要な事項	26
第8	その他必要な事項	26
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	26

2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	27
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	28
III	森林の保護に関する事項	29
第1	鳥獣害の防止に関する事項	29
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	29
2	その他必要な事項	29
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	30
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	30
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	30
3	林野火災の予防の方法	30
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	31
5	その他必要な事項	31
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	31
1	保健機能森林の区域	31
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	31
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	31
4	その他必要な事項	31
V	その他森林の整備のために必要な事項	31
1	森林経営計画の作成に関する事項	31

2	生活環境の整備に関する事項	3 3
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	3 3
4	森林の総合利用の推進に関する事項	3 3
5	住民参加による森林の整備に関する事項	3 4
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	3 4
7	町内の建築物等における木材の利用の促進に関する事項	3 4
8	その他必要な事項	3 4

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は山梨県の南西部に位置し、南北最大35km、同じく東西15kmで県土の約8%に当たる36,996ヘクタールの面積を有する。地勢状の特徴は、五箇地区・三里地区の一部を除き一般的に峡谷型であり、大半は険しい山岳により占められている。そのため、農耕には適しておらず、川沿いや山上の平地に小規模な集落が形成されており、昭和30年代初頭まで焼畑による農業が行われていた。

山稜は主河川である早川を挟んで町の西側と東側に伸び、西側では標高2,000m～3,000mの南アルプス山系を、東側では南アルプスの前衛である巨摩山地を形成している。本町の主河川である早川は、北岳を主峰とする白根三山の麓より南に流下しているが、町の南側で大きな支流の雨畑川と合流して東に流れ、身延町で富士川と合流している。また、2つの河川の要所を堰き止め雨畑湖・奈良田湖という発電用の人造湖が形成されている。

町土の北には南アルプス国立公園や県立巨摩自然公園があり、河川と山々が美しい景観を織り成している。

地質的には列島を直角に横切るフォッサマグナ（糸魚川・静岡地質構造線）が早川に沿って縦断しており、非常にもろい地質で山地の各所では大小の崩壊地が多数存在する。

森林は35,275.64ヘクタール（国有林146.8ヘクタール、県有林16,881.22ヘクタール、財産区有林2,501.88ヘクタール、町有林14,53ヘクタール、私有林15,731.21ヘクタール）で総面積の約95.3%と、そのほとんどを占めている。そのような状況の中、かつては基幹産業であった林業であるが、現状ではその衰退が著しい。その理由としては、国・県有林等の公有林が森林の半分以上（19,544.43ヘクタール、55.4%）を占めていることもあるが、地形的に急峻であることから林道等の基盤整備が困難であり、人工造林が進まないこと、所有面積5ヘクタール以下の零細な林家が多数を占めており、また、林家が所有する森林一筆当たりの面積も小さく、隣接した森林と樹種や齢級が異なる等集約化や効率化を妨げる要因となっている。

大規模な森林については、共有林である場合が多く、費用負担や合意形成が困難な状況である。

これらに加えて森林所有者の林業経営に対する意欲の低下や、相続未登記

等の理由から、森林を集約化することが困難である事等が影響して森林整備が遅れており、道路沿線や人家・公共施設周辺の森林では台風の大型化等により風倒木被害の危険性が高まり、里山の藪化による景観の悪化及び農地周辺へのシカやイノシシ等の定着を原因とする農林業被害の常態化等、森林が有する公益的機能の低下に加えて生活環境に影響を及ぼす問題が発生している。

比較的条件がよい場所にはかつての農地に植林した林分が多数存在するが、他法令上の制約から施業できないことも荒廃した森林の整備が進まない要因となっている。

しかしながら、近年の地球温暖化による全世界的な環境悪化が叫ばれる中、従来の森林の公益的機能の増進に加え、二酸化炭素の吸収源としての森林整備が今後益々重要となってくる。森林が町土の大多数を占める本町にあっても森林の整備は地域資源の活用、景観形成等の観点からもこれまで以上に重要となってくる。

そのため、従来からの補助事業による人工林の整備に加えて、平成22年度より新たに開始した町単独事業である早川町間伐事業による搬出間伐を中心とした民有林の整備、更には、早川町森林環境保全基金事業による整備やパジェロの森・品川区との交流事業の一環であるマウント品川利活用事業等の企業・都市住民の森林整備活動のフィールドとしての利活用等、多様な森林整備活動を今後も計画的に推進していく必要がある。

さらに、現状では多くの森林所有者が林業経営の意欲を持っていない中で、平成31年4月から施行された森林経営管理法に基づき、町が主体となって適切に経営や管理が行われていない森林所有者に対して働きかけ等を行い、林業経営の効率化及び森林管理の適正化等の一体的な促進を図り、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能が発揮できるよう健全な森林づくりを推進していく。

本町の民有林内はスギ、ヒノキ等の人工林が約半数を占め、資源利用が可能なⅧ齢級以上の高齢級人工林の占める割合は高く、資源量は着実に充実してきている。今後、利用間伐を積極的に推進することが必要となってくるため、林道・林業専用道・森林作業道の整備を積極的に推進していく。

また、平成19年度より行ってきた森林環境教育の森整備推進事業を活用した緑の少年少女隊による学校林での森林整備体験学習に今後も取り組むことにより、次世代を担う子供たちに森林・林業に対する知識と興味を植え付けることも推進していく。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の確保を図りつつ、森林施業の集約化及び作業路網の充実により人工林資源を積極的に活用するため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施及び健全な森林資源の維持造成を図る。

具体的には、水源の涵養、山地災害の防止、土壌の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全又は木材生産の各機能の発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮した森林整備を行う観点から、それぞれの森林が発揮することを期待されている機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を次のとおりとする。

①水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

②山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

③快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

⑤文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

⑦木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備さ

れている森林

この望ましい森林資源の姿を踏まえ育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の保全及び管理等に加え、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図る。

また、上記の諸機能に加え生活環境に影響を及ぼす森林については、道路沿いや人家・公共施設周辺の森林は樹木の根系が発達し立木の倒伏の危険が少ない森林とし、藪になった里山の森林は林内が明るくて見通しが良く、特に農地周辺では耕作放棄地の対策等とも連携して獣害を防ぐ緩衝帯となる森林の整備を図る。

(2) 森林資源の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策は次のとおりとする。

①水源涵養機能

洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進し、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を実施する。

ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

②山地災害防止機能／土壤保全機能

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

③快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。快適な環境の保全のための保安林の適切な管理を推進する。

④保健・レクリエーション機能

住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に
応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、保健
等のための保安林の適切な管理を推進する。

⑤文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致のた
めの保安林の適切な管理を推進する。

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域に
またがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が
求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林と
して保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保
全を推進する。

⑦木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の
健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適
切な造林、保育及び間伐の実施をする。この場合、木材資源を需要に応じて
安定的に供給するために、積極的に施業の集約化や作業路網の開設、機械化
を通じた効率的な森林整備の実施を図る。

上記の諸機能に加え生活環境に影響を及ぼす森林については、道路沿いや
人家・公共施設周辺の森林は間伐及び高齢化し樹高の高くなった林分の積極
的な更新を図り、藪化した里山の森林は除伐、間伐等を実施することにより、
安全な生活環境の整備、美しい里山の景観形成、農林業等の環境整備を推進
する。また、近年の森林に対する住民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加
速化する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

現在、町内の森林は人工林主体に資源が充実してきており、適正な森林施
業の実施が喫緊の課題となっている。

また、森林整備を行うべき森林の所有者及び境界が不明確である事や、比
較的作業条件が良い場所に地目が畑等の人工林・天然林が存在する事が森林
施業に必要な面的な集約化の促進を困難にしている。

そのため、フォレスター、森林施業プランナー、県、森林組合等の林業経
営体等、森林所有者、町等で相互に連絡を密にして、森林所有者及び森林境
界の明確化、意欲と能力のある林業経営体等による森林施業の集約化、林業
後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備、航空レー
ザや UAV 計測等による高度な森林情報をはじめとする ICT 等先端技術の活
用等、長期展望に立った林業施策の総合的な実施を計画的に推進する。

森林施業の中心になる森林組合等の林業経営体は森林所有者に対して、積極的に施業を提案することを通じて、長期受委託契約による施業の集約化を進め、森林経営計画に基づく一体的かつ計画的な森林施業の推進を図るものとする。

一方、林道や林業専用道からの距離が短い森林については、森林作業道等（搬出路）の整備状況に応じて、利用間伐を実施する。また、今後伐期の長期化に伴い、高齢級の間伐や抜き切りが増加することが見込まれるため、作業路網を整備し、木材を搬出できる体制を整える。作業路網については、主伐時の搬出にも活用することを前提として作設を行い、簡易で丈夫な森林作業道とする。

主伐後の伐採跡地の更新作業は、標準的な人工造林のみではなく、造林コストの縮減等や多様な森林の造成の観点から、伐採・造林の同時施工、コンテナ苗を活用した一貫作業システムの導入や、ぼう芽更新等の天然力を活用した更新も検討し、適確な更新方法を選択する。

人工植栽地については、その後、適時適切な間伐を実施し、林内照度を確保して下層植生の生育を促す。

上記の森林施業を推進するに当たっては、現場に応じた低コスト及び効率的な作業システムの確立を図る必要があるため、森林組合を中心に森林所有者、フォレスター、森林施業プランナー、林業普及指導員、県林務環境事務所職員、町林務担当職員の連携のもと最適な施業方法を選択する。

また、適時適切な森林施業を進めるためには、できるだけ所有者負担を軽減することが必要不可欠であることから国、県の補助事業について積極的な活用を図る。

また、平成31年4月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、本町においても森林環境譲与税（以下、「本税」という。）が譲与されることになったことから、各地区の課題解決のため使途に関する活用方針を定め、森林整備や人材育成、木材利用の推進など本町における林業施策を推進するために本税の活用を図る。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	アカ マツ	カラ マツ	モミ・ シラベ	その他 針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他 広葉樹
							用材用	その他	
本町 全域	年 40	年 45	年 40	年 40	年 50	年 70	年 30	年 15	年 50

※標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐による。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図る。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう一定の立木材積を維持し、適切な伐採率による。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うこと。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、富士川中流地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに

に、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

人工林の生産目標ごとの主伐時期は、次表を基準とする。

樹種	生産目標	期待径級(cm)	主伐の時期(年)
スギ	普通材	24	40
	大径材	36	80
ヒノキ	普通材	22	45
	大径材	30	90
アカマツ	普通材	24	40
	大径材	34	80
カラマツ	普通材	22	40
	大径材	26	80

3 その他必要な事項

- ① 木材等生産機能維持増進森林は、木材を安定的かつ効率的に供給することをその主な目的としており、継続的に伐採を行い、木材を生産する必要がある。一方で、木材等生産機能維持増進森林に指定されている森林においても、林地崩壊や流木被害のおそれがある場合は、極力伐採を控えるようにし、急傾斜地では大面積皆伐を避け、択伐等を選択する。
- ② 林業経営を主目的としない森林においては、動物の生息地を確保する観点から、伐採の際に枯損木の残存に配慮する。また、人工林については強度の抜き切りを実施すること等により針交混交林化、広葉樹林化を図る。
- ③ 河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努める。
- ④ 伐採時に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分留意する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、カヤ、広葉樹（高木性）

※上に定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

なお、植栽する苗木については、特定苗木などの成長に優れた苗木や花

粉の少ない苗木の利用に努めるものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の対象樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数は下表を標準とするが、低密度植栽の導入についても検討するとともに、導入に当たっては、使用する苗木（大苗木、コンテナ苗等）の特性等を総合的に勘案して適切な植栽本数を決定するものとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中仕立て	3,000～4,000	
ヒノキ		3,000～4,000	
アカマツ		4,000	
カラマツ		2,000～3,000	
シラベ・モミ		3,000	
カヤ		3,000	
高木性広葉樹		3,000～6,000	

※複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すること。また、定められた標準的な植栽本数と大幅に異なる本数を植栽しようとする場合又は、低密度植栽（疎仕立て）を実施する場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理する。 傾斜地では、表層土壌の侵食、流亡を抑えるため、「筋刈り地拵え」もしくは全刈り地拵えの場合は刈り払った末木枝条を等高線に沿って筋状にまとめて配置する「筋置き地拵え」を行う。 低コスト造林の機械地拵えでは、集材等で使用したグラブ等機械により末木枝条等を整理し植栽場所を確保するなど、造林・保育作業の低コスト化を図る。
植付けの方法	植栽木の配置は正方形植えを基本とするが、傾斜地では上下方向の水平距離が短くなるため、急傾斜地では上下方向の距離が長くなる矩形植えとする。

	<p>(1)裸苗を植栽する場合 活着をよくするだけでなく、活着後の雑草木との競争に負けずに生育させるために、次のように丁寧に植栽する。</p> <p>①地被物を表土が出るまで取り除く。②植穴を中央より下側に掘り、掘った土で平らな台をつくる③覆土を穴の上側から崩して被せる④土を踏み固めて植えたあとを平らにする。⑤土壌の乾燥を防ぐために苗木の周辺にリターを被せる。</p> <p>(2)ポット苗を植栽する場合 ポットをつけたまま植栽する場合（ジフィーポット等）は、ポット内の土の高さと、植栽後の周辺の高さが同じになるか、ポットが埋まる程度までの深さで植栽する。ポットを外して植栽する場合（プラスチックポット等）は、根鉢を崩さないように注意して、根鉢の上面と植栽後の周辺の土の高さが同じになるように植栽する。</p> <p>その他、植栽木に対する獣害のおそれのある場合は、適宜、防護柵、ネット等の被害対策を実施する。</p> <p>(3)コンテナ苗を植栽する場合 植栽する深さは、基本的に根鉢上面と地表が一致する深さとし、過湿地等では根鉢が少々地上に突き出る位にする。乾燥が懸念される場合は、植栽後の根鉢上に軽く土をかける。</p> <p>(4)その他 植栽木に対する獣害のおそれのある場合は、適宜、防護柵、ネット等の被害対策を実施する。</p>
植栽の時期	<p>裸苗を植栽する場合は、根が成長を開始し、芽がまだ開かない早春が最適である。遅くとも梅雨入り前までに行うことが望ましい。</p> <p>ポット苗・コンテナ苗を植栽する場合は、植栽の時期は、厳冬期・乾燥期を除けば時期を選ばない。</p>

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

なお、伐採及び伐採後の造林の届出において、5 ha以上の皆伐を計画した届出書が提出された場合には現地確認等を実施して天然更新の実施の可否を判断する。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、クヌギ、コナラ、ミズナラ、その他高木性広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、ミズナラ、クリ、ケヤキ、ホオノキ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全対象樹種	10,000本/ha

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る）を成立させることとする。天然更新の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、50cmとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈り出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図る。
芽かき	ぼう芽の優劣が明らかになる2～6年目頃に、良好なぼう芽について、1株当たりの仕立て本数2～3本を目安としてぼう芽の整理を行う。
植込み	地表処理、刈り出し等の更新補助作業を実施しても、伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合、若しくはぼう芽更新のみでは伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合は、経営目標を勘案したうえで確実に更新が図られる樹種を選定して必要な本数の植え込みを行う。 なお、ぼう芽力は3代目くらいから低下するため、2回ぼう芽更新をした後は苗木植栽による更新を行うことが望ましい。

ウ その他天然更新の方法

更新完了基準を次のとおり定め、現地確認により天然更新の完了の確認を行う。更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実な更新を図る。

天然更新完了の判断基準

第2の1の(1)で定める天然更新対象樹種の樹高が50cm以上で、立木度3以上(幼齢林分については第2の2の(2)で定める期待成立本数の10分の3以上)をもって更新完了とする。

なお、天然更新調査の方法は、平成24年3月林野庁計画課作成の「天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)」による。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

- ・ 現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性樹種から構成される天然林・二次林が更新対象地周辺に存在せず、林床にも高木性樹種の稚樹が存在しない場合。ただし、更新対象地内に母樹となり得る高木が10本/ha以上残存している場合は除く。
- ・ ササ類が林床を一面に被覆している森林
- ・ ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

上記の基準による森林のうち、所在の明らかな森林はなし。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地にお

ける植栽本数は、第2の2の(2)に定める期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数とする。(ただし草丈に一定以上の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)

5 その他必要な事項
該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す事項に従って適切な時期及び方法により実施する。

なお、間伐については、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することであり、材積に係る伐採率が35%以下で、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うこととする。

植栽	施業体系	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齢				標準的な方法(%,本)		
			初回	2回目	3回目	4回目以降	(間伐率(本数)) 間伐本数		
							初回	2回目	3回目
スギ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	3,000	14~18	19~26	27~32	長伐期施業	(20~30) 550~750	(25~30) 500~700	(25~30) 300~500
	中仕立て (省力化施業)	3,000	18~22	28~32	長伐期施業		(30~40) 800~1,000	(35~45) 600~800	
ヒノキ	中仕立て (一般材生産)	3,000	16~22	23~29	30~36		(15~25) 400~600	(25~30) 500~700	(25~30) 300~500

	(長伐期施業)												
	中仕立て (省力化施業)	3,000	18~24	30~36	長伐期施業			(20~35)	(30~40)				
								600~800	500~700				
アカマツ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	4,000	16~20	21~26	27~32			(20~30)	(30~40)	(30~40)			
								700~900	600~800	300~500			
カラマツ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	3,000	14~18	19~26	27~32			(25~35)	(25~35)	(30~40)			
								700~900	500~700	300~500			

※長伐期施業：主伐林齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす施業

省力化施業：間伐等の回数を減らし、省力化を図った場合の施業

なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は次のとおりとする。

標準伐期齢未満(人工植栽に係るもので、樹種を問わない)	10年
標準伐期齢以上(人工植栽に係るもので、樹種を問わない)	15年

2 保育の種類別の標準的な方法

本表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木及び競合樹種等の生育状況及び生産目標に即して効果的な時期、回数、作業方法を十分検討の上適切に実施する。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数												標準的な方法 (中仕立て)	備考	
		年	1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	15			20
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1								植栽木の高さが、 下草の概ね1.5倍 になるまで行う。 実施時期は、6月上 旬～8月上旬頃を目 安とする。	
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1									
	アカマツ	1	1	1	1	1										
	カラマツ	1	1	1	1	1										
つる切	スギ								1					下刈終了後、つる の繁茂の状況に応じ		
	ヒノキ									1						

	アカマツ							1					て行う。 実施時期は、6月～7月頃を目安とする。
	カラマツ							1					
除伐	スギ								1				造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。 実施時期は、8月～10月頃を目安とする。
	ヒノキ									1			
	アカマツ								1				
	カラマツ								1				
枝打ち	スギ								1		1	病虫害等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。 実施時期は、樹木の成長休止期の12月下旬～3月上旬とする。	
	ヒノキ								1		1		
	アカマツ												
	カラマツ												

下刈の回数を省略する場合は、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。下刈の終了時期は、大部分の造林木が周辺植生の高さと同程度以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。必要に応じて、林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な方法を決定すること。

3 その他必要な事項

(1) 間伐及び保育の基準

花粉発生源対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐に当たっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施する。

(2) 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数の目安

間伐の実施に当たっては、第3の1に示す方法を基準とするとともに、以下を参考とする。

樹種	仕立ての方法	収量比数 (Ry)	備考
スギ	中仕立て	0.8	左記の樹種以外についても、間伐を実施する必要がある場合は、収量比数 0.8 を基準とする。
ヒノキ			

アカマツ			初回間伐については収量比数 0.7 前後で実施することが望ましい。
カラマツ			

収量比数 = (森林の立木の単位面積当たりの材積) / (樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大材積)

「参考」 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数に応じた立木の材積
($R_y = 0.8$ となる材積)

単位 m³/ha

樹高	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
8	150	173	115	93
9	176	197	132	108
10	203	220	150	124
11	232	244	168	139
12	261	268	187	156
13	295	292	206	173
14	323	317	225	190
15	355	341	244	207
16	388	366	264	225
17	421	391	284	243

(3) 間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等

1 及び 3 に定める間伐の基準に照らし、本計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は、付属資料のとおりとする。

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法について、富士川中流地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和 52 年 1 月 18 日付け 51 林野計第 532 号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系、経営管理権及び経営管理実施権の設定見込み等を勘案し、次のとおりとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）の区域を別表1のとおり定めるものとする。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、以下の森林の伐期齢の下限表に従った森林施業を推進すべき森林を「別表2」とおり定める。

森林の伐期齢の下限表

地域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	アカ マツ	カラ マツ	モミ・ シラベ	その他 針葉樹	クスギ・ナラ類		その他 広葉樹
							用材用	その他	
本町	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全域	50	55	50	50	60	80	40	25	60

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

①当該森林の区域を「別表1」とおり定める。

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林／生物多様性保全機能維持増進森林）

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図る。また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとするが、複層林施業によっては、公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林について択伐による複層林施業を推進すべき森林と定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限については、標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とした上で伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

このため、以下の長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限表に従った施業及びその他施業を推進すべき森林を、推進すべき施業の方法ごとに「別表2」に定める。

複層林施業を推進すべき森林における施業の具体例（森林経営計画の基準例）

○ 複層林施業を推進すべき森林における施業の実施基準

	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林
伐採率(材積率)	70%以下	30%以下 (伐採後の造林を人工植栽による場合40%)
維持材積	標準伐期齢における立木材積の50%以上	標準伐期齢における立木材積の70%以上
保残帯の幅	20m以上(ただし、伐採率・維持材積に応じて適切に設定)	
伐区の形状	伐区面積: 1ha未満 	伐区面積: 0.05ha未満
	伐採する帯の幅: 40m未満 	伐採する帯の幅: 10m未満
間伐の方法	【単層林である場合】Ryが0.85以上の森林について、Ryが0.75以下となるよう伐採	
植栽の方法	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林】標準的な植栽本数を2年以内に植栽	

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限表

地域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ・シラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹
	年	年	年	年	年	年	年	年	年
本町全域	80	90	80	80	100	140	60	30	100

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について、「別表1」に定める。

そのうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として同じく「別表1」に定める。

(2) 施業の方法

生産目標に応じた主伐の時期は、第1の2に示した主伐時期を目安とする。主伐の方法として皆伐を選択する場合は、伐採面積が20ヘクタール以下となるようにする。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的かつ効率的な木材等の生産が可能となる資源構造になるよう努める。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

※「別表1」、「別表2」については計画本文末尾に添付する。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町の森林面積の約44.6%を占める私有林森林所有者の所有森林の多くは5ヘクタール未満の小規模で、かつ分散している。また森林所有者の不在村化、世代交代の進行等により、森林施業に無関心な森林所有者が増加し、境界が不明確な森林も急速に増加していることから、今後、森林の有する公益的機能の発揮に支障をきたすことが懸念される。

これらの森林においては、適切な森林施業を確保していく観点から、集落単位で、森林所有者、集落リーダー、森林組合等の林業経営体職員、県林業普及指導員、フォレスター、及び町職員等が参加する会合を開催するなどの取り組みにより、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図る。

また、森林経営の合理化、効率化のため森林施業の集約化を進め、意欲と

能力のある林業経営体等が森林所有者から委託を受けて、森林経営計画を作成することを促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施については、森林所有者等への働きかけ、情報の提供や助言、あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合、林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、受託者による林業経営の委託への転換を目指すこととする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林GISによる森林情報の収集及び関係者による情報の共有に努めるとともに、受託者による森林経営計画の作成などを促進し計画的な施業の実施につなげる。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業経営体等と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結する。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画期間内（5年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営などについて適切に設定することに留意する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、町が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を設定する。経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、町による森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

- (3) 経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、町による森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

5 その他必要な事項
該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

複数の森林所有者等が自ら施業の共同化により効率的な森林施業に取り組む場合、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定を締結することで、共同して実施する施業及びその分担割合、森林作業道や土場等共同利用する施設の設置及び維持管理の方法等の共同化に関する事項が協定期間中担保されるため、積極的に協定の締結を促進する。これにあたっては、集落単位で森林所有者等、集落リーダー、森林組合等職員、県林業普及指導員、フォレスター及び町職員等が参加する会合を開催し、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化にあたっては、間伐等の施業や作業路網の維持運営等について重点的に行う。

また、施業の共同化を進めるためには、森林施業に消極的な森林所有者に対して、地区集会等への参加を呼びかけ、森林施業の重要性を認識させるとともに林業経営への参加意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促す。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

①共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にする。

②共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にする。

③共同施業実施者の一部の者が①又は②により明確にした事項につき遵守

しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置を明確にする。

4 その他必要な事項
該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は次のとおりとする。なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所について適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車輛系 作業システム	35 以上	65 以上	100 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	25 以上	50 以上	75 以上
	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	15 以上	45 以上	60 以上
	架線系 作業システム	15 以上	0 以上	15 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 以上	-	5 以上

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムは、表1及び表2を参考例として、現地の状況や経営形態等を勘案して選択する。

表1 低コスト作業システムの分類例 (富士川中流地域森林計画書より転載)

①	ハーベスタ+ (グラップル) +フォワーダ	車両系
②	チェーンソー+グラップル木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
③	チェーンソー+グラップル (ウインチ) 木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
④	チェーンソー+ (グラップル) +スキッダ+プロセッサ	
⑤	チェーンソー+プロセッサ+フォワーダ	
⑥	チェーンソー+スイングヤーダ+プロセッサ+ (フォワーダ)	架線系
⑦	チェーンソー+タワーヤーダ+プロセッサ+フォワーダ	

表2 低コスト作業システム選択表 (富士川中流地域森林計画書より転載)

地形	路網密度	最適と見込むシステム	備考
緩	密	①	車両系
		②	
	中	③	
		④	
中	密	⑤	車両系
		②	
	中	③	架線系
		⑥	
急	密	③	車両系
	中	⑥	架線系
	疎	⑦	

<傾斜> 緩：20°以上30°未満 急：30°以上

<路網密度>密：100m/ha以上 中 50m/ha以上～100m/ha未満 疎：50m/ha未満

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本とした、山梨県林業専用道作設指針

に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画については、別表のとおりとする。

開設

開設	種類	区分	位置	路線名	延長 (km) 及び箇所数	利用区域 面積 (ha)	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	早川町	足馴峠	0.5	1,652	○	9	
〃	〃	〃	〃	別当代山	0.2	151		10	
〃	〃	〃	〃	戸屋	2.4	201	○	11	
〃	〃	林業 専用 道	〃	五開茂倉 1号支線	0.5	177	○	12	
開設合計				4	3.6				
開設 (改 築)	自動車道	林道	早川町	五開茂倉	(2.1)	2,408			
〃	〃	〃	〃	丸山	(1.0)	2,244	○		
〃	〃	〃	〃	井川雨畑	(2.0)	6,888	○		
開設(改築)合計				(3)	(5.1)				

拡張

開設	種類	区分	位置	路線名	延長 (km) 及び箇所数	利用区域 面積 (ha)	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張 (改 良)	自動車道	林道	早川町	井川雨畑	0.5	6,888	○		
〃	〃	〃	〃	丸山	0.5	2,244	○		
〃	〃	〃	〃	足馴峠	0.5	1,652			
〃	〃	〃	〃	広河原	1.0	1,983			
〃	〃	〃	〃	富士見山	1.5	2,313			
〃	〃	〃	〃	五開茂倉	1.0	2,408			
〃	〃	〃	〃	別当代山	1.0	151			
〃	〃	〃	〃	赤沢	0.5	128			
〃	〃	〃	〃	黒桂	0.5	88			

拡張（改良）合計				9	7.0				
拡張 （舗装）	自動車道	林道	早川町	足馴峠	0.5	1,652			
〃	〃	〃	〃	別当代山	0.5	151			
〃	〃	〃	〃	戸屋	1.0	201	○		
拡張（舗装）合計				3	2.0				

- ※1 開設及び拡張の別に記載し、それぞれ総数を記載する。
- 2 拡張に当たっては、舗装又は改良の別を種類欄にかっこを付して併記する。
- 3 県知事が行う指定林道（農林水産大臣の指定を見込むものを含む）の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載する。
- 4 位置欄は字、林班等を記載する。
- 5 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名に「○支線他」と記載するとともに、備考欄に支線名及び分線名を記載する。
- 6 利用区域面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。
- 7 計画の始期から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の計画箇所欄に○印を記載する。
- 8 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。
- 9 かっこが付された項目の記載は任意とする。
- 10 対図番号については富士川中流地域森林計画による。

ウ 基幹路網の維持増進に関する事項

早川町が作設した基幹路網については早川町を管理者とし、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成して適切に管理する。

（2）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

木材の効率的かつ継続的な搬出には、森林作業道の整備が不可欠である。本町ではこれまでも作業路網の開設に取り組んできたところであるが、今後、高性能林業機械の導入を図り、より効率的な施業を行うため、これまで以上に森林作業道の整備に取り組むこととする。

開設にあたっては、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）及び山梨県森林作業道作設指針（平成23年3月22日制定）に基づき、現場の状況に応じて、できるだけ簡易で長持ちする（維持修繕コストがかからない）構造とする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

山梨県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町の個人森林所有者の大部分は5ヘクタール未満の零細所有者であり、かつ分散化しているため生産性も低く、林業のみで生計を維持することは困難である。従って、森林施業の集約化を進めるに当たっては、意欲と能力のある林業経営体等による森林経営の集約化、並びに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、林業専用道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図る。

また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努めることにより、安全かつ安定的な労働環境を作ることにより林業従事者の養成委及び確保を推進する。また、森林組合の作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合として機能を十分発揮できるように、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化に努めることとする。

(2) 林業従事者及び林業後継者の育成方策

① 林業従事者の育成

林業従事者の育成については、林業経営の安定と経済性の向上を図り、林業への意欲を起こさせること、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を保障することが重要である。そのため林業従事者の社会保険等への加入の促進、通年雇用や月給制の導入、就労施設の整備など労働条件の改善及び雇用の安定化に努めることとする。

また、各種研修を実施して、新規就労者の技術向上をフォローする体制を整備する。

② 林業後継者の育成

農業を含む農林業後継者は労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では大きく増加することは期待できない。このため、林業の担い手として森林組合等の林業経営体への期待が大きくなっており、林業経営体が地域の森林整備の担い手として、安全作業を第一とし、安定した経営ができるように育成強化に努める。

また、県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓については町として検討し、林業経営の活性化を高めるようにする。さらに、各種林業補助施策の導入について検討し、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、特用林産物の開発に努める。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本町の林業の担い手である森林組合をはじめとする林業事業体においては、森林所有者と施業の長期受委託契約による事業量を確保するとともに、また合併や連携、経営の多角化による事業拡大をもって就労の安定化を図る。

また、林業従事者の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、賃金体系の改善を図り、広域就労の推進等による雇用の通年化に努め、併せて林業従事者の定住化を促進する。

さらには、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

従前は、チェーンソー、林内作業車、小型集材機による作業が一般的であり、その生産性は高いとは言えない状況にある。このような状況の中、労働生産性及び安全性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには、林業の機械化を促進することが必要であり、高性能林業機械を主体とする作業システム等を勘案し機械化の促進に努める。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状(参考)	将 来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
造 材		チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
集 材		林内作業車 小型集材機	林内作業車 グラップル (ウインチ) 小型集材機 スイングヤーダ
造 林	地 拵	チェーンソー	チェーンソー グラップル クラッシャー ラジコン地拵機

保育等	刈打 枝	刈払機 人力	刈払機 ラジコン草刈機 ラジコン自動枝打機
-----	---------	-----------	-----------------------------

(3) 林業機械化の促進方策

- ① 施業地の団地化を図り、施業の共同化及び受委託契約による施業の集約化により、事業量の確保を行う。
- ② 高性能林業機械をはじめとする車両系機械の導入を前提とした作業路網の整備を行う。
- ③ 高性能林業機械のオペレーターを育成するための研修会等への積極的な参加を促進し、機械の能力を最大限活用できるようオペレーターの資質向上を図る。
- ④ 林業普及指導員、フォレスター等と相談して、現地に最適な機械の組み合わせの検討を行う。
- ⑤ 高性能林業機械の購入が難しい場合は、リース機の活用の検討を行う。
- ⑥ 場合によっては他の森林組合及び事業体と共同による機械の購入検討を行う。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、生産流通の担い手不足や木材利用の取組が不足しているため停滞している。製材工場はなく、新たな開設も余り望めない現状である。

このため、特用林産物の生産に努め、経営の多角化を推進しながら所得の安定を図っていく必要がある。

現在、森林組合で直営生産しているナメコについては、本町の特産品としての地位をより確かなものとしているため、施設の充実を図っていく。また、菌床となるオガコの生産については良質なものであるとの評価が高いため、原料である広葉樹を町内で確保できるよう林家に協力を呼びかけるとともに、生産を拡大し高付加価値化と併せて、林家の収入源に結び付けていく。

しいたけ、まいたけ等のきのこ類に関しては近年鳥獣による被害が深刻であり、林家の経営を不安定なものとしているだけでなく、生産意欲の減退にもつながっているため鳥獣害防止の各種事業を有効に活用しながら、安定した生産ができるよう努めていく。

山菜については、毎年5月3日に開催される「早川町山菜まつり」を基軸に、町内生産者と新たな山菜生産について連携を図っていく。

○林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備状況

施設の種類	現状（参考）		
	位置	規模	対図番号
なめこ生産施設	早川町雨畑	40 t	概要図内○

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカによる被害防止の方法として、人工植栽が予定されている森林を中心に次に掲げる対策を単独で又は組み合わせて推進する。

なお、鳥獣被害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携する。

ア 植栽木の保護措置

忌避剤の散布、防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止資材の設置、現地調査等を実施する。なお、防護柵は改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める。

イ 有害駆除・捕獲

鳥獣被害対策鳥獣実施隊員設置、わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施する。

別表3 鳥獣害防止森林区域表

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積 (ha)
ニホンジカ	県有林	17, 26, 31～34, 60～63, 90～98, 186林班	14,506.90
	民有林	6～18, 20～25, 29, 32～33, 41～52, 54, 69～71, 89, 91～108, 110～117, 119～127, 131～162, 200～212林班	

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林全区域内における鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認については、必要に応じて現地調査によるほか、区域内で森林施業を行う林業事

業体や森林所有者等からの情報収集、被害状況把握等により行う。

また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止、巡視による早期発見及び早期駆除等に努める。

松くい虫被害対策については、森林病虫害等防除法に基づいて被害の発見や防除に努める。具体的には高度公益機能森林及び早川町松くい虫被害対策地区実施計画に定める地区保全松林といった保全すべき松林については、樹幹注入や伐倒駆除を実施する。地区被害拡大防止森林については松枯れ被害を受けないヒノキ等に樹種転換を図る。

ナラ枯れについては、令和元年11月に南部町と身延町で被害発生が確認され、町内では令和2年度に被害が確認された。被害を早期発見できるように、特に被害の発見しやすい梅雨明けから10月頃にかけて巡視活動を行うなど、被害調査の強化と防除に努め、被害拡大の未然防止を図る。

なお、森林病虫害等のまん延防止のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、森林所有者の理解を得ながら、伐採の促進に関する指導を行う。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止や早期発見等のため、県や森林組合、森林所有者等との情報の共有など、連携に努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

近年、町内の里山地域で、シカやクマ等の獣害被害が多発しており、農林業に与える影響が甚大となっている。

補助事業を有効に活用し、防護柵の設置、藪の刈り込み、里山林の除伐、間伐による見通しの確保を実施し、被害の拡大を防止するとともに野生鳥獣との共存に配慮した森林の整備及び保全を図る。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、冬～春にかけての山火事の発生しやすい時期を中心に山火事防止パトロールを恩賜林保護組合にも協力してもらい実施し、地域住民や入山者に対する防火意識の啓発等を行い、未然防止に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合は、森林法、早川町火入れに関する条例等、関係法令を遵守する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備考
民有林 3 林班・98 林班・100 林班・101 林班・102 林班・103 林班・104 林班・105 林班・110 林班・111 林班	松くい虫の被害を受けており、周辺松林への被害の拡大を防止するため	

※なお、病虫害のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定める。

森林経営管理計画区域一覧

区域名	林班		面積 (ha)	区域面積 (ha)
雨畑 1	県有林	21～23 林班	467.96	1,091.39
	民有林	29～37 林班	623.43	
雨畑 2	県有林	24～28 林班	1,481.76	2,279.87
	民有林	38～43 林班	798.11	
雨畑 3	県有林	29-1～32-2 林班	947.23	1,677.44
	民有林	44～49 林班	730.21	
雨畑 4	県有林	33～36 林班	1,546.11	2,386.64
	民有林	50～56 林班	840.53	
雨畑 5	県有林	37～40 林班	1,010.59	2,420.36
	民有林	57～70 林班	1,409.77	
黒桂	県有林	48～54 林班	1,034.43	2,055.24
	民有林	84～87 林班 127～129 林班	1,020.81	
初鹿島	民有林	1～15 林班	990.23	990.23
新倉	県有林	55～61 林班	818.03	2,149.43
	民有林	130～141 林班	1,331.40	
赤沢	県有林	17-1～20 林班	1,067.85	2,035.57
	民有林	16～28 林班	967.72	
早川	県有林	97～98 林班	104.28	1,939.77
	民有林	92～117 林班	1,835.49	
大原野	県有林	186 林班 93-1 林班 93-2 林班 94～96 林班	213.71	1,711.23
	民有林	119～126 林班 142～153 林班	1,497.52	
湯島 1	県有林	62～65 林班	1,126.01	2,186.96
	民有林	154～164 林班	1,060.95	
湯島 2	県有林	90～92 林班	629.09	1,825.73
	民有林	199～212 林班	1,196.64	
奈良田 1	県有林	182-1～182-3 林班	1,162.14	1,863.00

		66～69 林班		
	民有林	165～171 林班 174、175 林班	700.86	
奈良田 2	県有林	70～74 林班	1,818.56	3,000.77
	民有林	176～190 林班	1,182.21	
奈良田 3	県有林	75～79 林班	1,591.55	1,591.55
奈良田 4	県有林	80～81 林班	564.59	1,184.00
	民有林	191～198 林班	619.41	
保	県有林	41～47 林班	1,040.19	2,727.65
	民有林	71～83 林班 88～91 林班	1,687.46	

※民有林は富士川中流地域森林計画対象森林のうち県有林以外の森林であり、植樹用貸地は民有林に含まれる。

なお、森林経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

(2) その他

森林経営計画の策定に際しては次に掲げる事項について適切に計画すること。

- ①Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、主伐後の植栽
- ②Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ③Ⅱの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④Ⅲの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

現在進行中の東京都品川区住民による森林整備活動拠点「マウントしながわ」及び三菱自動車による企業の森活動「パジェロの森」及びJR東海による「育みの森整備事業」及び、やまなし水源地ブランド推進協議会による産・官・民が協力し、水源地である上流域の木材を利用した製品開発活動などを通して森林の地域振興を推進していく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林を木材資源として活用するだけでなく、森林の有する有益な機能を活用するために、本町では町内の小中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、各種イベントの中に森林体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

本町では早川北小学校と早川中学校において緑の少年少女隊が結成されており地元地区の緑化に貢献している。

また、県や町で行う各種イベントを通じて、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むように、森林づくりへの住民参加を推進する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 町内の建築物等における木材の利用の促進に関する事項

令和5年3月に山梨県が「県産木材の利用の促進に関する基本方針」を変更したことを受け、本町では令和5年9月に「早川町内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を変更した。

今後は同方針に基づき、公共建築物を含む町内建築物における木材の利用を促進していく。

8 その他必要な事項

(1) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 保安林の施業方法

森林法第33条の規定により定めた指定施業要件に基づいて行うものとするが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第34条により知事の許可（森林法第34条の2第1項に規定する択伐の場合または同法第34条の3第1項に規定する間伐の場合にあっては、あらかじめ知事に伐採立木材積・伐採方法または間伐材積・間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐または間伐の届出書の提出）が必要である。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められているが、その主なものは次のとおりである。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
	1) 原則として伐採種の指定はしない。	1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができ	1) 満1年生以上の苗を、おむね1ヘクタール当たり

<p>水源かん養保安林</p>	<p>但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては択伐とする。(その程度が特に著しいと認められるものにあつては禁伐とする。)</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>る面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は20ヘクタール以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽する。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽する。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>
-----------------	---	---	---

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
<p>土砂流出防備保安林</p>	<p>1) 原則として択伐とする。</p> <p>但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。</p> <p>また、地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ヘクタール以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とす</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽する。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽する。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

		る。	
水 害 防 備 保 安 林	<p>1) 原則として択伐とする。</p> <p>但し、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
保 健 保 安 林	<p>1) 原則として択伐とする。</p> <p>但し、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ヘクタール以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽する。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽する。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

注) 1 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であること。

2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるそ

の森

林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率※を乗じて得た数に相当する材積超えないものとする。

※択伐率

(1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出する。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。

(2) 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率または<附録式>により算出された率のいずれか小さい率とする。ただしその率が10分の4を超えるときは、10分の4とする。

<附録式>

$$\frac{V_o - V_s \times (7/10)}{V_o}$$

V_o

V_o : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

3 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

4 植栽本数は、おおむね1ヘクタール当たり樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3,000本を超えるときは、3,000本とする。

$$\text{基準となる植栽本数} = 3,000 \times (5/V)^{2/3}$$

V : 当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される1ヘクタール当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値

前記算式に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下のようになる。

$V^{2/3}$	5	6	7	8	9	10	11	12
(5/V)	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
$V^{2/3}$	13	14	15	16	17	18	19	20
(5/V)	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

また、択伐を実施した場合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

5 標準伐期齢は早川町森林整備計画で定める標準伐期齢による。

イ 保安施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。

但し、森林法第44条で定められた場合を除く。

ウ 自然公園内の施業方法

①国立・国定公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然公園法第20条第3項及び第21条第3項により国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては知事の許可が必要である。

特別地域区分	森林施業方法
特別保護地区	禁伐とする。 但し、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災、風致の維持、その他森林の管理として行われるもの、または測量のため行われるものは、この限りでない。
第一種特別地域	1) 第一種特別地域の森林は、禁伐とする。 但し、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 3) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第二種特別地域	1) 第二種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。 但し、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。 3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ① 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。 但し、疎密度が10分の3より多く保残木を残す場合または車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 ② 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならないものとする。
第三種	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実

特別地域	施し、特に施業の制限を受けないものとする。
------	-----------------------

② 県立自然公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により知事の許可が必要である。

森林施業の方法は、国立・国定公園区域に準じて実施する。

エ 砂防指定地の施業方法

砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第4条及び山梨県砂防指定地管理条例第2条により、知事の許可が必要である。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第2条により、面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐または択伐及び当該竹木の運搬については、知事の許可を要しない軽易な行為となる。砂防指定地内の森林についての施業の基準及び立木竹の伐採等の許可の基準は次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐採の方法	<p>(1) 砂防指定地における立木竹の伐採は原則として択伐によるものとする。但し、河川・砂防及び治山施設の保全上悪影響を及ぼす恐れのある森林、その他伐採すれば著しく土砂の流出する恐れがあると認められる森林にあつては禁伐とする。なお、溪流に沿った兩岸20m幅以内の区域及び溪流兩岸付近の伐採によって崩壊の恐れのある地域以外で地盤が比較的安定していて著しく土砂の流出する恐れのない森林にあつては、伐採種は指定しない。</p> <p>(2) 土砂災害等を助長する皆伐は原則禁止とするが、やむを得ず皆伐による伐採を行う場合は、上記の伐採種を指定しない地域内の森林で、一箇所の皆伐面積が10ヘクタールを超えない範囲とする。但し、伐採後は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。また、伐区は計画的に分散させるものとし、更新完了後でなければ接続して伐区を設定できないものとする。</p> <p>(3) 伐根の掘り起こしは原則禁止とする。やむを得ず伐根の掘り起こしを行う場合は、土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。</p>
伐採の限度及び更新方法	森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。

オ 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条により知事の許可が必要である。所有者等は、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地

の崩壊が生じないように努めなければならない。

カ 鳥獣特別保護地区の施業方法

鳥獣保護区の特別保護地区内において立木竹の伐採、その他鳥獣の保護繁殖上支障となるような行為については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項により環境大臣または、知事の許可が必要である。

なお、森林の施業方法は次のとおりとする。

施業区分	森林施業方法
伐採の方法	原則として伐採種の指定はしない。 但し、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または、安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐とする。 また、保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。
伐採の限度	皆伐できる伐採の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。

キ 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

特別母樹または特別母樹林は原則として禁伐である。

但し、林業種苗法第7条第1項により、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

ク 自然環境保全地区等の施業方法

① 景観保存地区

景観保存地区内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。また同条例第23条により規則で定める基準を超える伐採を行う場合には「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第11条）で定める基準〉

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率10%

b その他の場合：択伐対象面積300平方メートル

② 自然活用地区

自然活用地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第16条1項により知事に届出が必要である。また条例第23条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第8条・第11条）で定める基準〉

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率20%

b その他の場合：伐採対象面積2,500平方メートル

③ 自然記念物

自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導

森林施業の円滑な実行確保を図るため、町林務担当部局、林務環境事務所、県森林総合研究所、森林組合との連携を密にして、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(3) 町有林の整備について

現在は人工林を中心に14.5ヘクタールの森林を所有しており、人工林については森林組合に保育を委託し、森林保全に努めていく。

また、品川区と利用協定を締結した町有林については、マウント品川利活用事業により都市住民の森林整備活動で整備していく。

(4) 町単独間伐事業による民有林整備について

平成22年度に策定した「100年の森林づくり計画」の趣旨に沿って、民有林における人工林を中心とした搬出型間伐事業と町が単独で設置している「森林環境保全基金」を活用した切捨型間伐事業を実施していく。

どちらも町が事業主体となり、早川町森林組合に間伐の事業委託を行い、集落道・林道等住民の生活に直結した民有林での間伐を実施し、森林資源としての民有林の再生を目指し、貴重な資源を未来につなげることを目的とする。

具体的には、早川町間伐事業実施要綱及び早川町森林環境保全基金設置条例に基づき年間5ヘクタール前後の間伐を行う。

(5) 森林化した農地について

適切な管理がされず耕作が放棄されている農地の中には、森林の中に介在し、あるいは農地と森林との境界に位置し、現況森林となって周囲の森林と一体化しているものが多い。これらの農地の内、自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当であると認められるものについては、農地法等による手続きを行い、富士川中流地域森林計画対象森林に編入した上で、森林整備を進める事を検討する。

(6) 森林環境譲与税の使途に関する活用方針

1) 本税の活用に関する基本的な活用施策

- ① 間伐や林内作業に必要な林内路網の整備などを実施することにより、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図る。
- ② 森林・林業の人材育成・担い手対策を進める。
- ③ 本町の実行体制の充実を進める。
- ④ 炭素固定及び森林整備の促進に貢献する木材の利用を促進する。
- ⑤ 森林・林業についての普及啓発を進める。

2) 事業の優先度

本税の使途が多岐にわたる一方、整備が必要な人工林が集落周辺に多い本町の状況や、森林環境税が創設されるに至った経緯などを考慮すると、森林整備への効果が高いものを使途として優先して位置づけることが適当である。そのため、地域の実情を踏まえつつ、当面、以下の優先順位を基準として具体的な使途として活用する。

【優先順位】

【高】①森林整備

【中】②木材利用の促進、③町の実行体制整備

【低】④人材育成・担い手対策、⑤普及啓発

3) 使途に関する留意事項

①森林整備の促進

本計画Ⅱ第5-4「森林経営管理制度の活用に関する事項」に基づく、森林整備やその他、森林整備を促進するための事業費に充てる。

②木材の利用の促進

木材利用の促進が本税の使途に加えられた趣旨は、「森林整備の促進」のためであることを念頭に事業を検討するとともに、広く国民に負担を求めめる財源であることに鑑み、町が実施する木造公共建築物の整備など、公益性・公共性の高い取組に対し優先的に充てる。

③町の実行体制整備

森林整備を円滑に推進するため、地域林政アドバイザーの雇用や、林務担当職員の技術力向上にかかる研修などの経費に充てる。

④担い手の確保及び育成

森林整備を円滑に推進するためには、林業従事者及び事業体の経営基盤の強化、労働環境の改善、技能向上や労働安全性向上が不可欠となる。このため、これらの対策に要する経費に充てる。

⑤森林の有する公益的機能に関する普及啓発

町民への森林整備の理解醸成に必要となる普及啓発活動(木育活動含む)に要する経費に充てる。

⑥協議会（検討会等）

本税の用途については原則①～⑤とするが、必要に応じて関係団体等を構成員とする協議会（検討会等）を開催し、活用方法を検討する。

別表1 公益的機能別施業森林（ゾーニング）一覧

区分		森林の区域		面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林 (a)	17-1, 17-2, 18, 19-1, 19-2, 20~28, 29-1, 29-2, 30-1, 30-2, 31-1, 31-2, 32-1, 32-2, 33~81, 90~92, 93-1, 93-2, 94~98, 182-1, 182-2, 182-3 林班 ただし、以下の小班を除外する (19-1は 9, 91に 1, 4, は 3, 8, 9, ほ 3, 95い 3, 4, 96ろ 1, 98ろ 2~9, 182-1い 1, 2, 4, 5, 7, 9, 11)	16, 426. 45	
	民有林 (a)	1~69, 71~89, 92, 93, 95~99, 101, 107~109, 112~117, 119~171, 174~212 林班	17, 811. 26	
	小 計		34, 237. 71	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林	県有林 (b)	17-1, 17-2, 18, 19-1, 19-2, 20~28, 29-1, 29-2, 30-1, 30-2, 31-1, 31-2, 32-1, 32-2, 33~81, 90~92, 93-1, 93-2, 94~98, 182-1, 182-2, 182-3 林班 ただし、以下の小班を除外する (19-1は 9, 91に 1, 4, は 3, 8, 9, ほ 3, 95い 3, 4, 96ろ 1, 98ろ 2~9, 182-1い 1, 2, 4, 5, 7, 9, 11)	16, 426. 45
		民有林 (b)	県行分収林 13(438, 785), 14(1817), 15(1879), 16(1369, 1943, 1944), 22(786, 874), 23(874), 31(1241, 1242, 1642, 1737, 1738, 1818, 1880, 1945, 2000, 2043, 2080), 32(1110, 1372, 1508, 1643), 36(1736), 49(1239, 1240), 50(1641), 64(1371, 1507), 65(595, 596, 682, 683, 2041, 2042, 2081), 67(1735), 68(1238), 69(1370), 89(2082), 90(1109, 1243, 1509), 91(976), 101(396), 112(1819), 117(1245, 1883), 121(1104, 1105, 1106, 1107, 1881), 122(684, 1882), 127(1108, 1244, 1373, 2118), 137(1947), 138(2001)	145. 02
	小 計		16, 571. 47	
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林	県有林 (c)	(なし)	
民有林 (c)				
小 計		0. 00		

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(d)	19-1～8～10,ホ1,20い1,2,5,と7,に1～9,は1～4,へ6,ろ3,4,イ1,2,ニ1,2,ハ1～3,ホ1,ロ1,21い2,8,22に1,へ1～4,6～8,ほ1～3,ロ,38に1～3,は2,3,39い1～4,に2,3,は3～8,ほ1,2,ろ1～4,イ,ハ,ロ,41い3,42は1,ろ1～4,イ,43(全),44い4,は1,2,ろ1～7,46ろ6,47い1,62い1,2,イ2,68イ,69イ,ロ,70に1,イ,71は4～7,ハ,ロ,77イ,ニ1,ハ,ロ,78い1,ロ,79い3,ロ,92は4	1,725.83
	民有林(d)	34,35林班	140.80
		75林班 2099-1(一部),2099-3～5(一部),2109-1～2(一部),2109-3,2109-4,2111-1～2(一部)2111-4～7,2111-8(一部),2112(一部),2117-1(一部) 76林班 2117-2 77林班 2117-3(一部) 78林班 2117-3(一部) 79林班 2140(一部),2143(一部),2144-1(一部),2145(一部),2151(一部),2152(一部),2158(一部),2159 81林班 2128(一部),2129(一部),2136-1(一部),2136-3,2139-1～2,2139-3(一部) 82林班 2122(一部) 100林班 2328,2332～2333,2336～2341,2344～2346,2349～2351,2357～2366,2367 101林班 1398-1,1411,1895-1～1899,1915～1936-内1,1938～1940,1948～1952,1968～1974,1976,1988～1989,1992～1996	73.03
		141林班 2909,2909-11(一部),2910-1～2,2910(一部),2911-9(一部),2911-10,2911-12(一部),2911-19(一部),2911-20(一部),2911-22(一部) 145林班 2881(一部),2882-52(一部),2882-54(一部),2882-55,2882-59(一部),2882-60(一部),2882-61(一部),2882-293,2882-294(一部),2882-295 154林班 123-2(一部),123-3,123-4(一部),123-5～7,123-8～11(一部),123-13(一部),123-18(一部),123-21～22(一部)	53.00
		小 計	1,992.66
うち生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施	県有林(e)	77イ,ニ1,ハ,ロ,78い1,ロ,79い3,ロ	510.09

	業を推進すべき森林	民有林(e)		
		小 計		510.09
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		県有林	91, 95, 96, 98, 182-1, 186 林班	660.40
		民有林	2~6, 9~16, 19~22, 67~70, 89, 91, 93, 94, 98, 99, 100, 102~114, 117, 124~126, 142, 143, 148, 150, 151, 157~159 林班	3,385.95
		小 計		4,046.35
うち特に効率的な施業が可能な森林		県有林		
		民有林		
		小 計		0.00

別表2 森林の伐期齢の下限に従った森林施業及びその他施業を推進すべき森林一覧

施業の方法	森林の区域		面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	県有林	別表1：県有林（a）に示す区域全て	16,426.45
	民有林	別表1：民有林（a）に示す区域全て	17,811.26
	小 計		34,237.71

長伐期 施業を推進 すべき森林	県 有 林			
	民 有 林			
	小 計		0.00	
複層林 施業を推進 すべき森林	複層林施 業を推進す べき森林（択伐 によるものを 除く）	県 有 林	別表1：県有林（b）及び （d）に示す区域全て （ただし、（d）のうち、 （e）の区域を除く）	18,152.28
		民 有 林	別表1：民有林(b)及び(d)に 示す区域は、複層林施業を推進 すべき森林（択伐によるものを 除く）に該当する。	399.82
		小 計		18,552.10
	択伐によ る複層林施業 を推進すべき 森林	県 有 林	別表1：県有林（e）に示 す区域全て	510.09
		民 有 林		
		小 計		510.09
	特定広 葉樹の育成 を行う森林 施業を推進 すべき森林	県 有 林		
民 有 林				
小 計		0.00		